

2022年1月21日

各位

株式会社宮崎太陽銀行

未利用口座管理手数料の既存口座への対象拡大について

株式会社宮崎太陽銀行（頭取 林田 洋二）は、2022年3月1日（火）より、未利用口座管理手数料の対象口座として2021年3月1日以前に開設された普通預金口座（総合口座を含む）、貯蓄預金口座につきましても追加することといたしましたのでお知らせいたします。

また、本件に伴い預金規定の改定を行いますので併せてお知らせいたします。

今回の対応は、長期間ご利用されていない口座の不正利用を未然に防止することを強化するものであり、対象となったお客さまにおかれましては、口座管理にかかるコストの一部をご負担いただくこととなりますが、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

なお、未利用口座管理手数料は、2年以上の長期間にわたりご利用されていない口座を対象とするものであり、日頃より入出金や口座振替等のお取引をいただいているお客さまの口座が対象となることはございません。

記

1. 未利用口座管理手数料の既存口座への適用

(1) 内容

	対象口座	未利用期間の基準日	初回の手数料引落し時期
現在	2021年3月1日以降に開設された口座	2021年3月1日	2023年7月予定
変更後	2021年3月1日以降に開設された口座	2021年3月1日	2023年7月予定
	2021年3月1日以前に開設された口座	2022年3月1日	2024年7月予定

本手数料は、日頃からお預け入れやお引き出し、また、給与振込や年金受取、口座振替等でご利用いただいている口座が対象となることはありません。

2年以上お預け入れやお引き出し等のご利用のない口座のみが対象となります。

2. 未利用口座管理手数料の概要

項目	内容
対象となる口座	普通預金口座（総合口座を含む）・貯蓄預金口座
未利用口座となる口座	最後のお預け入れ（当該預金の利息入金を除きます）またはお引き出し（本手数料の引き落としを除きます）から2年以上一度もお預け入れまたはお引き出しがない口座が対象となります。
未利用口座管理手数料	年間 1,320円（消費税込み） ※日頃、お預け入れやお引き出し、口座振替等にご利用いただいている口座が対象となることはありません。

未利用口座に 対する取扱い	<p>(1) 未利用口座となった場合、事前にお客さまの届出住所あてに文書にてご案内をいたします。</p> <p>(2) ご案内の発送後、一定期間（3ヶ月程度）を経過しても、お取引がない場合、未利用口座管理手数料を当該口座から引き落としいたします。</p> <p>(3) 残高不足により未利用口座管理手数料の引き落としができなかった場合、残高全額を未利用口座管理手数料として充当し、当該口座を個別に通知することなく自動的に解約いたします。</p> <p>ただし、次の場合は未利用口座管理手数料の対象外となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該口座の残高が 10,000 円以上である場合 ・お取引店舗において、他のお預かり金融資産（定期性預金、投資信託、外貨預金等）がある場合 ・お取引店舗においてお借入がある場合
------------------	---

2. 預金規定の改定

未利用口座管理手数料の**対象口座の追加**に伴い、2022年3月1日（火）より以下のとおり預金規定を改定いたします。

（下線部が改定となる部分です。）

「未利用口座管理手数料」条項の改定 普通預金規定、決済用普通預金規定、総合口座取引規定、決済用総合口座取引規定、貯蓄預金規定	
改定前	改定後
<p>(1) 未利用口座管理手数料は別途定める未利用口座が対象となります。</p> <p>(2) この預金は、別途定める一定の期間、預金者による所定のご利用がない場合（<u>ただし、2021年3月1日以降に開設された口座に限ります。</u>）には、未利用口座となります。</p> <p>(3) この預金が未利用口座となりかつ残高が別途定める一定の金額を超えることがない場合には、当行はこの預金口座から、払戻請求書等によらず、当行の定める未利用口座管理手数料の引き落としを開始することができるものとします。また残高不足等により、未利用口座管理手数料の引き落としが不能となった口座については、<u>残高を未利用口座管理手数料の一部として充当し</u>、何らかの通知をすることなく当行所定の方法により、解約することができるものとします。</p>	<p>(1) 現行のとおり</p> <p>(2) この預金は、別途定める一定の期間、預金者による所定のご利用がない場合には、未利用口座となります。</p> <p>(3) この預金が未利用口座となりかつ残高が別途定める一定の金額を超えることがない場合には、当行はこの預金口座から、払戻請求書等によらず、当行の定める未利用口座管理手数料の引き落としを開始することができるものとします。また残高不足等により、未利用口座管理手数料の引き落としが不能となった口座については、<u>残高全額を未利用口座管理手数料として充当し</u>、何らかの通知をすることなく当行所定の方法により、解約することができるものとします。</p>

(4) 一旦引き落としとなり、お支払いただいた未利用口座管理手数料については、ご返却いたしません。	(4) 現行のとおり
---	------------

以 上

本件に関するお問い合わせ先
営業統括部 営業企画グループ 外山
TEL 0985-60-6233 FAX 0985-60-7050